

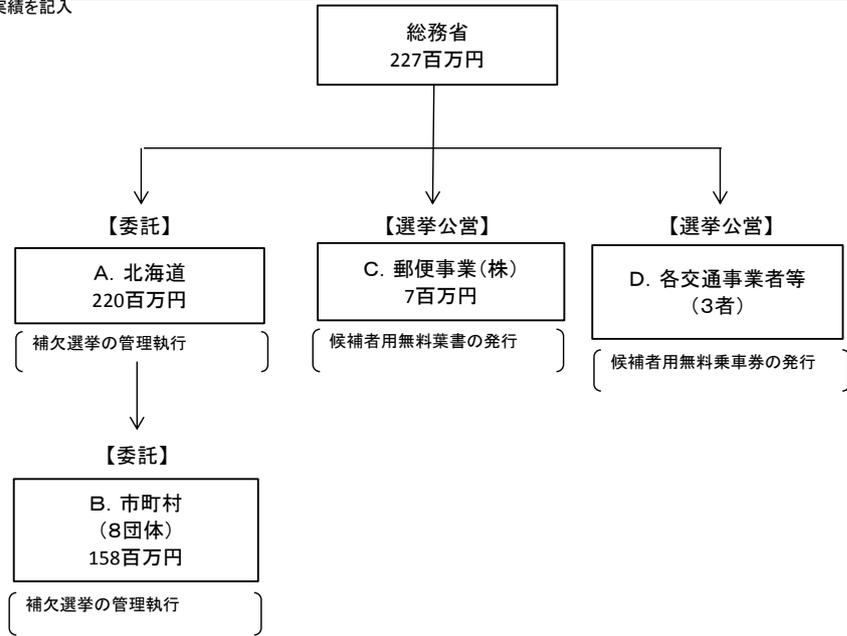
平成23年行政事業レビューシート

(総務省)

<b>事業名</b>	北海道第5区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費		<b>担当部局庁</b>	自治行政局選挙部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成22年度		<b>担当課室</b>	管理課		課長 原山 和巳		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方財政法第10条の4</li> <li>・公職選挙法第142条、第176条及び第263条</li> <li>・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等</li> </ul>		<b>関係する計画、通知等</b>					
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	北海道第5区選出の衆議院議員補欠選挙の管理執行							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	<p>北海道第5区選出の衆議院議員に1名の欠員が生じたため、公職選挙法第33条の2及び第113条の規定により、平成22年10月24日に補欠選挙を行った。</p> <p>国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされており、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下、執行経費基準法という。)等に基づき、その投票及び開票等の事務並びに公営制度等選挙の管理執行を行うために必要な経費として執行委託費を北海道及び道内関係市町村に交付するもの。また、公職選挙法に基づき、郵便事業株式会社及び各交通事業者等に対し、候補者が選挙運動で使用する選挙運動用無料葉書及び無料乗車券の使用実績に応じた請求額を交付するもの。</p>							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
		補正予算	-	-	-	0	0	
		繰越し等	-	-	273	0		
		計	-	-	273	0	0	
	執行額	-	-	227				
	執行率(%)	-	-	83.2				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	本事業は、法律に基づき、欠員が生じた衆議院議員の選挙の管理執行を行うものであるため、定量的な活動指標を示すことは困難。		成果実績				-	
			達成度	%			-	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	本事業は、法律に基づき、欠員が生じた衆議院議員の選挙の管理執行を行うものであるため、定量的な活動指標を示すことは困難。		活動実績 (当初見込み)				-	( ) ( )
<b>単位当たりコスト</b>	算出困難なため、未記載		算出根拠	-				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	計							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	－	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>国会議員の選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされている。国が負担するこの経費については、執行経費基準法で定められている。</p> <p>なお、執行経費基準法は、基準額を引き下げる改正案を第174回国会に提出したところであるが、審議未了により廃案。執行経費基準法改正法案は廃案となったため、北海道第5区選出の衆議院議員の補欠選挙は現行法の下で執行されたが、北海道及び道内関係市町村の選挙管理委員会に対し、できる限り効率的な選挙執行に努め、経費節減を図るよう求めたところ。</p> <p>今後の国政選挙の効率的な執行に向け、執行経費基準法の改正法案を第176回国会に再提出し、現在、第177回国会において継続審議中である。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
	<p>単年度の事業。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
(平成24年度の予算要求はなし。)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

※平成22年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について  
 記載する。費目と使途の双方  
 で実情が分かるように記載)

A.北海道			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
公営費	新聞広告、ピラ作成、政見放送等公営費等	48			
選挙公報発行費	選挙公報の印刷費等	1			
その他	都道府県の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	13			
	市町村への交付額	158			
計		220	計		0
B.札幌市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
投票所経費	投票所に係る人件費等	7			
開票所経費	開票所に係る人件費等	3			
ポスター掲示場費	掲示場の設置撤去	2			
期日前投票所経費	期日前投票所に係る人件費等	1			
選挙公報発行費	選挙公報の配布費等	1			
その他	市町村の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	20			
計		34	計		0
C.郵便事業(株)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	候補者用無料葉書	7			
計		7	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0.0	計		0

## 支出先上位10者リスト

### A.北海道

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道	補欠選挙の管理執行	220	—	—

### B.市町村(8団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	札幌市	補欠選挙の管理執行	34	—	—
2	江別市	補欠選挙の管理執行	29	—	—
3	千歳市	補欠選挙の管理執行	25	—	—
4	恵庭市	補欠選挙の管理執行	23	—	—
5	石狩市	補欠選挙の管理執行	21	—	—
6	北広島市	補欠選挙の管理執行	14	—	—
7	当別町	補欠選挙の管理執行	9	—	—
8	新篠津村	補欠選挙の管理執行	3	—	—

### C.郵便事業(株)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	郵便事業株式会社	候補者用無料葉書の発送	7	—	—

### D.各交通事業者等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券の発行	0.3	—	—
2	札幌市交通局	候補者用無料乗車券の発行	0.2	—	—
3	日本バス協会	候補者用無料乗車券の発行	0.0	—	—